

食品安全および環境衛生についての立法会パネル

香港における食品中の残留農薬に関する規制案

本資料は日本から香港への食品輸入・販売を行う実需者への情報提供として作成したものです。香港政府が作成した資料を基に和訳していますが、本和訳を執筆後に条例が改定・変更され本和訳の内容と異なっていることもあり得ます。本和訳の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。

英語の原文との間で万一内容に齟齬がある場合には、英語原文の解釈が優先されます。英語原文は以下の URL で確認できます。

http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/201107_Panel_paper_pesticide_E.pdf

ジェトロ香港は、本和訳に起因して発生した損害・不利益等について一切責任を負いません。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。

2011年7月12日
協議用

食品安全および環境衛生についての立法会パネル

香港における食品中の残留農薬に関する規制案

目的

本書は、公衆衛生および市政条例（第132章）第55条に基づき、食物環境衛生署署長（DFEH）により作成される、食品中の残留農薬に関する規制案（以下、同規制（案））について、パネル委員と協議を行うものである。

背景

2. 現在、香港における農薬の輸入・製造・販売・供給は、農薬条例（第133章）により規制されている。漁農自然護理署（AFCD）が、関連する規定の施行を担当している。香港で販売目的として扱われる農薬は全て、漁農自然護理署署長（DAFC）へ登録を行わなければならない。また、DAFC発行の認可を取得しない限り、登録農薬を輸入・製造・販売・供給してはならない。第132章には、人間の食用として販売される食品は全て、健康に良く、純粋で適正なものである必要があると定める一般条項があるが、食品中の残留農薬濃度を規制する特定の法規制は現在のところ存在しない。

3. 食物安全中心（CFS）は、食品監視プログラムを運用し、定期的に食品のサンプルを採取し、他の成分とともに残留農薬についても、国際食品規格委員会（コーデックス）¹により推奨される試験方法と基準に従い試験を実施している。しかし、食品中の残留農薬を扱う特定の法規制がないため、対象食品サンプルが食用に適さないことを実証するためには、CFSが該当食品の取扱業者を起訴する前に一件ずつ個別に評価を実施する必要がある（第132章54条）。また、このことは、コーデックスや先進国においても認識されている、農薬利用は最小限に抑えられるべきという一般原則からも逸脱している。したがって、食品中の残留農薬について特定の規制を導入することが必要であると考えられる。

¹ コーデックスは、1960年代に国際連合の組織である食糧農業機関と世界保健機関により設立され、消費者、食品製造業者、食品加工業者、自然食品管理団体、国際食品取引にとって、食品関連基準を設定する上で、唯一の最も重要な国際的参照基準となっている。

4. 2007年11月、行政は同議題について、一般公開協議の開始前にパネル委員と協議を行っている。その後、案は下記のようにまとめられた。

- 「農薬」やその他の関連用語を、コーデックスに準じて定義する
- 「ポジティブ・リスト制」²を採用する
- コーデックスにより設定されている「最大残留基準値」(MRL)³と「外因性最大残留許容量」(EMRL)⁴を基幹要素として採用する
- MRLの設定がない残留農薬の「初期値」⁵を設定する
- 「対象外物質」のリストを作成する
- コーデックスの食品分類を採用する
- 新規制は猶予期間付きで施行する

5. 以来、幅広い層の利害関係者、専門家、一般から意見を集め、2009年に、欧州委員会と共同で、食品中の残留農薬に関する規制についての地域シンポジウムを開催した。また、食物安全専門家委員会⁶とも協議した。得られたフィードバックを踏まえ、2007年の規制枠組み案の改良を行った。改良した規制枠組みに基づき、さらに利害関係者と協議を行った。利害関係者の意見を聴くため、2011年1月から合計14回にわたる説明会や協議を実施してきた。集められた意見をもとに、行政は、規制枠組み案の更なる改良を行った。詳細は、付録 I にある協議資料に示す。

規制（案）の主な特徴

目的

6. 規制（案）は食品中の残留農薬の規制を強化し、以下の目的を達成することを目標としている。

- (a) 公衆衛生の更なる保護
- (b) 効果的な規制の促進
- (c) 現地基準と国際基準の調和の推進

上記の目的達成を目指す上で、行政は香港における安定した食糧供給を維持する必要性に留意する。

² 「ポジティブ・リスト制」では、規制に特定の最大残留基準値 (MRL) が設定されていない農薬は全て厳重に禁じられる。

³ コーデックスによれば、「最大残留基準値」(MRL) は、コーデックスで推奨される、食品または農産物の中または外側に存在することが法的に認可される最大残留農薬濃度 (mg/kg で表記) として定義される。

⁴ コーデックスによれば、「外因性最大残留許容量」(EMRL) は、農薬や汚染物質の作物への直接・間接的使用以外で、環境起源 (以前の農業的利用を含む) から発生する残留農薬や汚染物質のことをさす。コーデックスで推奨される、食品または農産物の中または外側に存在することが法的に許容される最大残留農薬濃度 (mg/kg で表記) である。

⁵ 「初期値」の制度においては、この「初期値」を超える濃度の残留農薬は許可されない。

⁶ 食物安全専門家委員会は、食品安全対策の設定や、国際的取り組みや傾向、発展を考慮した食品安全基準の見直し、リスクコミュニケーション方策に関して、DFEH に助言を行う責任を担っている。同専門家委員会は、研究者、専門家、食品専門家や、業界関係者や消費者団体のメンバー、その他の専門家により構成されている。

「農薬」ならびに他の関連用語のコーデックス定義の採用

7. 同規制（案）の主な構造は、コーデックスの構造を参考としている。同規制（案）では、「農薬」、「残留農薬」、「MRL」、「EMRL」等の用語を、コーデックスにならって定義している。これにより、現地基準と国際基準の調和が促進される。

MRL・EMRLリストによる残留農薬の規制

8. 同規制（案）は、第一付則で、特定の農薬と食品の組み合わせに対するMRLとEMRL（すなわち、特定の農薬が特定の食品中に残留する最大濃度）をリストアップしている。これらの残留農薬が、MRL・EMRLを超えて食品中に存在する場合は、同規制（案）に違反することになる。

9. MRL・EMRLリストの作成は、主に、コーデックスが推奨する有効な基準に基づき、中国本土や、香港に食品輸出を行っている主な国々（アメリカ、タイ）の基準にも補完される。これらの基準は、リスク評価の実施によりさらに精査され、香港の輸入食品依存度が高いことも鑑み、基準案が香港における公衆衛生を保護するのに適正であるかが確認されることとなる。このような取り組みにより、香港における公衆衛生の保護と、安定した食糧供給の維持の両立をうまく図るものとする。

食品のコーデックス分類の採用

10. コーデックス基準が、食品中の残留農薬に対する現地基準のベースとなるため、整合性を保つために、食品に対するコーデックス分類制度も採用した。これには、国際市場で使用されている統一用語体系を採用するという付加的利点もある。

同規制（案）でMRL・EMRLの設定のない残留農薬

11. 同規制（案）においてMRL・EMRLが設定されていない農薬と食品の組み合わせに関しては、対象外物質を除き、該当食品の輸入・販売は、検出残留農薬濃度が危険な水準に達していない、あるいは健康を害するものではないとDFEHが判断した場合を除き禁止される、というのが一般原則である。DFEHは、その判断を行うに当たり、リスク評価を実施する。

対象外物質リストの作成

12. 自然由来で、残留農薬が天然食品成分と同一か、区別不可能である農薬の取引を支援するため、同規制（案）の第二付則には、対象外物質のリストを盛り込むことが提案されている。対象外物質は、農薬の定義に当てはまり、かつ、以下のうち一つの項目に該当する必要がある。

- (a) その農薬の使用により食品中に残留物がもたらされることがない
- (b) 残留物が自然食品成分と同一か、区別不可能である

(c) 残留物が毒性的影響を持たない、または、公衆衛生上の危険をもたらさない

13. このような対象外物質のリストは、コーデックスには存在しないが、独自のリストを作成する際、香港への食品輸出を行っている主な国々で採用されているリストを参考とした。

MRL・EMRLリストおよび対象外物質リストの定期的更新

14. 作物に対する新規の農薬およびその適用法が次々と出てくるため、同規制（案）に含まれるMRL・EMRLリストおよび対象外物質リストは、DFEHにより定期的に更新されるようにする。

MRL、対象外物質の追加・見直し申請メカニズムの構築

15. 新たなMRLの第一付則への追記や既存のMRLの見直し、対象外物質の第二付則への追記をDFEHに申請することが可能となるメカニズムの構築を提案する。同様の取引便利化の措置は、諸外国⁷でも一般的に見られる。この目的は、諸外国で公衆衛生上容認されているものでも、現地のMRL・対象外物質リストに未だ含まれていない農薬と食品の組み合わせや各農薬について考慮することにある。

16. 申請は、十分な情報とともに行われる必要がある。申請費用は、原価全額回収ベースの課金となり、払い戻し不可とする。

17. 同規制（案）では、申請は、その他の事柄と合わせ、残留農薬濃度が危険な水準に達していない、あるいは健康を害するものでないとDFEHが判断した場合に認可される。その決定に当たりDFEHは、リスク評価を実施する。DFEHは、MRL・対象外物質リストの見直しを定期的に行い、その期間に認可されたMRL・対象外物質を規制に盛り込む。

当地の食用作物に使用される農薬の登録との整合性

18. 第133章に基づき、当地の食用作物に使用される新規登録農薬が、同規制（案）で適正に規制されるよう、適切な対策を講じる必要がある。

19. DAFCが、第133章に基づいた農薬登録申請を目的として、MRLの設定や対象外物質の追加に当たり、同規制（案）に関連するあらゆる情報を収集することを提案する。さらに同規制（案）では、そのような情報をDAFCから入手できるよう、DFEHに権限を与えることを提案する。

20. 申請者から提出された情報に基づき、DFEHは、同規制（案）において、当該農薬を、MRLの設定により規制できるか、あるいは対象外物質として採用できるか否かを、DAFCに通知する。それらが可能な場合は、DFEHは、同規制（案）の第一または第二

⁷カナダ、EU、日本、アメリカでは、輸入食品の残留農薬許容値について同様の規制措置を採用している。

付則を改訂し、新たな基準を盛り込む。

21. DAFCは、DFEHの通知と、第133章に関連する他の事項を考慮の上、その農薬規制の認可の可否を決定する。

22. 申請費用は、申請者が同規制（案）のもとMRLや対象外物質の追加申請を行う場合と同様、原価全額回収ベースで課金が行われ、払い戻しは不可となる。

処罰

23. 下記を含む食品の食用としての輸入、製造、販売は違法行為となる。

(a) 同規制（案）の第一付則に明記された濃度を超える残留農薬

(b) 同規制（案）の第一あるいは第二付則に明記されていない残留農薬か、明記されているが違う種類の食品（すなわち、設定されている農薬と食品の組み合わせではないもの）に含まれている農薬、但し、DFEHが、検出濃度が危険な水準に達していない、あるいは健康を害することがないと判断した場合を除く

違反の場合の処罰は、最高でレベル5の罰金（5万ドル）および6ヶ月の懲役となる。これは、第132章54条に設定されている、人間の食用に適さない食品の販売に対する処罰を踏まえたものである。

法的弁護

24. 同規制（案）に基づく法的弁護についても考慮が行われた。現在、第132章71条には、同条例の関連部分に基づく違反に対する訴訟では、被告は抗弁として正当性を主張することが認められるという条件が明記されている。これは、同規制（案）に対しても適用される。例えば、同規制（案）に基づいて告発された販売業者は、当該食品が供給業者から入手した時点から何の処理も加えておらず、同じ状態のままであることを証明するインボイスや、供給業者からの事前の安全食品供給確認書等を証拠として提出することが認められている。

25. また、第132章70条では、被告が、違反は他人の行動や不履行によるものであり、違反した条項を遵守すべく最大限の努力を行ったことを証明できる場合は、これを抗弁として主張することが認められている。これも、同規制（案）に基づく違反に適用される。

猶予期間

26. 同規制（案）が業界で遵守されるよう十分な期間を与えるべく、同規制（案）施行前に2年間の猶予期間を設定することを提案する。同猶予期間内にCFSは、様々なセクター向けに説明会や研修会の実施、ガイドラインの作成を行い、同規制（案）への理解を深めてもらうようにする。

2007年の規制枠組み案からの改善

27. 段落6-26に前述した更新版枠組み案は、2007年案から下記の点において改良が行われた。

(a) 改良版「ポジティブ・リスト制」について

2007年の枠組み案における「ポジティブ・リスト制」は、MRL・EMRLリストから外れた農薬の使用は一切認めないというものであった。現在提案されている改良版「ポジティブ・リスト制」では、リスト外の残留農薬が検出された場合、DFEHがその残留濃度が危険な水準ではなく、健康を害するものではないと判断した場合を除き、使用は禁止されることになっている。DFEHは、その判断に当たり、リスク評価を実施する。リスク評価は科学的な方法で行う。以前の「ポジティブ・リスト制」と比較し、改良版「ポジティブ・リスト制」はより柔軟性がある。科学的な方法に基づいており、食品中の残留農薬規制における国際的な取り組みに一致しているため、食物安全専門家委員会からも支持を得ている。また、結果的に、「初期値」は、リスク評価により網羅されるため、設定の必要がない。

(b) MRLと対象外物質の追加・見直し申請について

MRLや対象外物質のリストを最新のものとするため、食品取り扱い業者が、同規制（案）のもと、新たなMRLの追加や既存のMRLの見直し、対象外物質の追加をDFEHに申請できるようにすることを提案する。同規制（案）では、DFEHが、他の事柄と合わせ、残留農薬濃度が危険でなく健康に害することがないと判断すれば、申請を認可する。DFEHは、その判断に当たり、リスク評価を実施する。

(c) 第133章と同規制（案）のメカニズムの整合性について

第133章に基づき現地の食用作物に使用される新規登録農薬が、同規制（案）で適正に規制されるよう、第133章に基づいた農薬規制に対し、AFCDが申請者に、それに対応するMRLや対象外物質の設定を目的とした十分な情報の提供を要請できるように調整を行うことを提案する。この情報は、同規制（案）中の新規MRLや対象外物質の追加申請の処理を円滑に進めるため、DFEHにも提供される。同規制（案）では、DAFCからそのような情報を入手できるようDFEHに権限を与える。

28. 付録1に示される枠組み案は、段落5で前述した2011年1月から実施してきた説明会や協議会において、利害関係者から提起された多くの懸念事項に対処してきた。付録2では、それら懸念事項に対する初期対応がまとめられている。

今後の計画

29. 行政では、7月中旬に2ヶ月にわたる一般協議を実施する予定である。そこで得られる意見に基づき、行政は同規制（案）を2011年末にかけて立法会において審議する計画である。

意見募集

30. 上記提案に対してパネル委員からの意見を募集する。

食物衛生局
食物環境衛生署
食物安全中心
2011年7月

協議資料

改良版
香港における食品中の残留農薬に関する規制枠組み

食物衛生局
食物環境衛生署
食物安全中心
2011年7月

目次

	頁
第1章 概要	3
第2章 香港における状況と国際的な取り組み	4-5
第3章 改良版規制枠組み	6-13
第4章 意見募集	14-15
付録Ⅰ 規制（案）に含まれる農薬のリスト（仮）	16-20
付録Ⅱ 乾燥・脱水・濃縮・加工・合成食品のMRL・EMRLの解釈原則	21
付録Ⅲ 規制（案）に含まれる対象外物質のリスト（仮）	22-24

第1章 概要

1.1 農薬や他の化学薬品の使用は、収穫量の増加や安定、食品の栄養保全、一年を通じた供給を確保するための貯蔵の円滑化、魅力的でアピール性の高い食品の提供を実践するために一般的な習慣として行われている。農薬の適切な使用は、天然毒素や有害微生物による汚染から作物を守り、公衆衛生に有益である。

1.2 農薬がそのような良い効果を持つ一方、農薬の使用とその結果として生じる残留物には、注意深いモニタリングと規制が必要となる。少量の農薬が作物や飼料に残留する可能性がある。食品中の残留農薬は、消費者、食品生産者、研究者、政府組織にとって大きな懸念となっている問題なのである。

1.3 農薬がもたらす健康への悪影響は、農薬の性質、また、個人が摂取する期間と摂取量により異なる。農薬の中には、過剰な摂取により健康に急性の害を及ぼす可能性を持つものもある¹。

1.4 国際的規制機関の多くや中国本土の機関では、食品中の残留農薬に対する法的管理体制を既に導入している。更なる公衆衛生の保護、効果的な規制の促進、現地基準と国際基準との調和の推進のため、香港でも食品中の残留農薬についての規制の枠組みを導入する必要性は大きい。

¹ 例えば、メタミドホスとトリアゾホスは神経系に影響を及ぼす可能性がある。

第2章 香港における状況と国際的な取り組み

香港における食糧供給

2.1 香港で供給される果物と野菜の多くは、世界中の国々や地域から輸入されている。2010年、生鮮あるいは半加工された果物と野菜、穀類の約33%は中国本土から、30%はタイ、13%はアメリカ合衆国から輸入されていた。残りの輸出国が占める割合は各国とも、合計年間輸入量の5%未満であった²。2010年に消費された生鮮野菜については、地元産の野菜が占める割合はわずか2.5%であった³。

農薬使用に関する現在の規制管理

2.2 現在、香港における農薬の輸入・製造・販売・供給は、農薬条例（第133章）により規制されている。漁農自然護理署（AFCD）が、関連する規定の施行を担当している。香港で販売目的として扱われる農薬は全て、漁農自然護理署署長（DAFC）へ登録を行わなければならない。また、DAFC発行の認可を取得しない限り、登録農薬を輸入・製造・販売・供給してはならない。第132章には、人間の食用として販売される食品は全て、健康に良く、純粋で適正なものである必要があると定める一般条項があるが、食品中の残留農薬濃度を規制する特定の法規制は現在のところ存在しない。

2.3 食物安全中心（CFS）は、食品監視プログラムを運用し、定期的に食品のサンプルを採取し、他の成分とともに残留農薬についても、国際食品規格委員会（コーデックス）⁴により推奨される試験方法と基準に従い試験を実施している。しかし、食品中の残留農薬を扱う特定の法規制がないため、対象食品サンプルが食用に適さないことを実証するためには、CFSが該当食品の取扱業者を起訴する前に一件ずつ個別に評価を実施する必要がある（第132章54条）。また、このことは、コーデックスや先進国においても認識されている、農薬利用は最小限に抑えられるべきという一般原則からも逸脱している。したがって、食品中の残留農薬について特定の規制を導入することが必要であると考えられる。

²香港特別行政区政府統計処調べ。香港商取引統計—2010年12月輸入分。

³漁農自然護理署調べ。香港の農業。以下から入手可能。

http://www.afcd.gov.hk/english/agriculture/agr_hk/agr_hk.html

⁴コーデックスは、1960年代に国際連合の組織である食糧農業機関と世界保健機関により設立され、消費者、食品製造業者、食品加工業者、自然食品管理団体、国際食品取引にとって、食品関連基準を設定する上で、唯一の最も重要な国際的参照基準となっている。

国際的な取り組み

2.4 食品中の残留農薬に関する規制は、国際的にはよく発達している。食品中の残留農薬に関する法規制は、オーストラリア、欧州連合、日本、中国本土、ニュージーランド、シンガポール、アメリカなどの主要国では既に導入されている。第3章にある改良版規制枠組みの構築に際して、これらの国々での取り組みを参考とした。

第3章 改良版規制枠組み

背景

3.1 食品への農薬使用についての高まる懸念に対処するため、政府は2007年11月、食品中の残留農薬に関する規制枠組み案に対する一般協議を実施した。規制枠組み案の主な特徴を、以下に要約した。

- 「農薬」やその他の関連用語を、コーデックスに準じて定義する
- 「ポジティブ・リスト制」⁵を採用する
- コーデックスにより設定されている「最大残留基準値」(MRL)⁶と「外因性最大残留許容量」(EMRL)⁷を基幹要素として採用する
- MRLの設定がない残留農薬の「初期値」⁸を設定する
- 「対象外物質」のリストを作成する
- コーデックスの食品分類を採用する
- 新規制は猶予期間付きで施行する

3.2 以来、幅広い層の利害関係者、専門家、一般から意見を集め、2009年に、欧州委員会と共同で、食品中の残留農薬に関する規制についての地域シンポジウムを開催した。また、食物安全専門家委員会⁹とも協議した。得られたフィードバックを踏まえ、2007年の規制枠組み案の改良を行った。改良した規制枠組みに基づき、さらに利害関係者と協議を行った。利害関係者の意見を聴くため、2011年1月から合計14回にわたる説明会や協議を実施してきた。集められた意見をもとに、行政は、規制枠組み案の更なる改良を行った。詳細は、付録 I にある協議資料に示す。

5 「ポジティブ・リスト制」では、規制に特定の最大残留基準値 (MRL) が設定されていない農薬は全て厳重に禁じられる。

6 コーデックスによれば、「最大残留基準値」(MRL) は、コーデックスで推奨される、食品または農産物の中または外側に存在することが法的に認可される最大残留農薬濃度 (mg/kg で表記) として定義される。

7 コーデックスによれば、「外因性最大残留許容量」(EMRL) は、農薬や汚染物質の作物への直接・間接的使用以外で、環境起源 (以前の農業的利用を含む) から発生する残留農薬や汚染物質のことをさす。コーデックスで推奨される、食品または農産物の中または外側に存在することが法的に許容される最大残留農薬濃度 (mg/kg で表記) である。

8 「初期値」の制度においては、この「初期値」を超える濃度の残留農薬は許可されない。

9 食物安全専門家委員会は、食品安全対策の設定や、国際的取り組みや傾向、発展を考慮した食品安全基準の見直し、リスクコミュニケーション方策に関して、DFEH に助言を行う責任を担っている。同専門家委員会は、研究者、専門家、食品専門家や、業界関係者や消費者団体のメンバー、その他の専門家により構成されている。

改良版規制枠組みの目的

3.3 改良版規制枠組み案は食品中の残留農薬の規制を強化し、以下の目的を達成することを目標としている。

- (a) 公衆衛生の更なる保護
- (b) 効果的な規制の促進
- (c) 現地基準と国際基準の調和の推進

3.4 上記の目的達成を目指す上で、政府は香港における安定した食糧供給を維持する必要性に留意する。上記目標達成のため、公衆衛生および市政条例（第132章）第55条に基づき、DFEHが食品中の残留農薬に関する規制（以下、同規制（案））を作成することを提案する。

「農薬」ならびに他の関連用語のコーデックス定義の採用

3.5 枠組み案の主な構造は、コーデックスの構造を参考としている。規制（案）では、「農薬」、「残留農薬」、「MRL」、「EMRL」等の用語を、コーデックスにならって定義している。これにより、現地基準と国際基準の調和が促進される。

MRL・EMRLリストによる残留農薬の規制

3.6 同規制（案）は、第一付則で、特定の農薬と食品の組み合わせに対するMRLとEMRL（すなわち、特定の農薬が特定の食品中に残留する最大濃度）をリストアップしている。これらの残留農薬が、MRL・EMRLを超えて食品中に存在する場合は、同規制（案）に違反することになる。

3.7 MRL・EMRLリストの作成は、主に、コーデックスが推奨する有効な基準に基づき、中国本土や、香港に食品輸出を行っている主な国々（アメリカ、タイ）の基準にも補完される。これらの基準は、リスク評価の実施によりさらに精査され、基準案が香港における公衆衛生を保護するのに適切であるかが確認されることとなる。これは、香港の輸入食品依存度が高いことを鑑みると実用的な取り組みと考えられる。以上のような取り組みにより、香港における公衆衛生の保護と、安定した食糧供給の維持の両立をうまく図るものとする。

3.8 同規制（案）に盛り込む予定の農薬リスト案を付録Iに示す。提案されているMRL・EMRLの全リストは、CFSのウェブサイト¹⁰から入手可能である。本リストは、CFSが国際基準の最新改訂事項に沿ってMRL・EMRLを更新中であるため、暫定的なものである。

3.9 乾燥・脱水・濃縮・加工・合成食品のMRL・EMRLの解釈の一般原則については、付録IIに示す。

食品のコーデックス分類の採用

3.10 コーデックス基準が、食品中の残留農薬に対する改良版規制枠組み案のベースとなるため、整合性を保つために、食品に対するコーデックス分類制度も採用した。これには、国際市場で使用されている統一用語体系を採用するという付加的利点もある。

同規制（案）でMRL・EMRLの設定のない残留農薬

3.11 同規制（案）において、MRL・EMRLが設定されていない農薬と食品の組み合わせに関しては、対象外物質を除き、該当食品の輸入・販売は、検出された残留農薬濃度が危険な水準に達していない、あるいは健康を害するものではないとDFEHが判断した場合を除き、禁止される、というのが一般原則である。DFEHは、その判断を行うに当たり、安全基準値¹¹および現地の状況を含めた要因を考慮に入れ、リスク評価を実施する。

対象外物質リストの作成

3.12 自然由来で、残留農薬が天然食品成分と同一か、区別不可能である農薬の取引を支援するため、同規制（案）の第二付則には、対象外物質のリストを盛り込むことが提案されている。対象外物質は、農薬の定義に当てはまり、かつ、以下のうち一つの項目に該当する必要がある。

¹⁰ http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/whatsnew_fstr_21_Pesticide.html

¹¹ 安全基準値とは、慢性毒性に関しては一日の摂取許容量、急性毒性に関しては急性参照用量のことを指す。

- (a) その農薬の使用により食品中に残留物がもたらされることがない
- (b) 残留物が、自然食品成分と同一か、区別不可能である
- (c) 残留物が、毒性的影響を持たない、または、公衆衛生上の危険をもたらさない

3.13 このような対象外物質のリストは、コーデックスには存在しないが、独自のリストを作成する際、香港への食品輸出を行っている主な国々で採用されているリストを参考とした。香港における対象外物質リストの案を付録IIIに示す。

MRL・EMRLリストおよび対象外物質リストの定期的更新

3.14 作物に対する新規の農薬およびその適用法が次々と出てくるため、同規制（案）に含まれるMRL・EMRLリストおよび対象外物質リストは、DFEHにより定期的に更新されるようにする。

MRLおよび対象外物質の見直し・追加申請許可

3.15 輸入品に対する許容値は、諸外国¹²で一般的に見られる取引便利化の措置の一つである。その目的は、諸外国で公衆衛生上認められているものでも、現地のMRL・対象外物質リストに未だ含まれていない農薬と食品の組み合わせや各農薬を考慮することにある。ここでは、同様の措置を採用し、希望者が、同規制（案）第一付則への新規MRLの追加や第一付則中の既存のMRLの見直し、第二付則への対象外物質の追加をDFEHに申請することを認めることを提案する。申請費用は、原価全額回収ベースで課金を行い、払い戻しは不可とする。

3.16 申請には、十分な情報を添付しなければならない。情報には、香港における対象食品の現在の、または予測される利用可能状況、関連する毒性データ、対象農薬の安全基準値、農薬監視地での実験データ、残留農薬データ、分析方法、分析参照基準の利用可能性についての情報、食品加工研究報告、MRLがコーデックスや諸外国で設定されている場合や諸外国で対象農薬に対するMRL設定の免除が認可されている場合はその関連情報が含まれる。

¹² カナダ、EU、日本、アメリカでは、輸入食品中の残留農薬許容値について同様の規制措置を採用している。

3.17 申請受理の際、DFEHはリスク評価を実施する。同規制（案）では、DFEHが、他の事項と合わせ、残留農薬濃度が危険でなく健康を害することないと判断すれば、申請は認可される。MRLに関連する申請については、DFEHは、申請者の言及する海外のMRLを参考に、同様または異なる最大残留基準値を設定する、あるいは見直しを実施することができる。対象外物質に関連する申請については、DFEHは、対象外物質リストに、該当する農薬を追加することができる。

3.18 DFEHは、MRLや対象外物質のリストを定期的に見直し、その期間に認可された全てのMRLや対象外物質を規制に盛り込む。

当地の食用作物に使用される農薬の登録との整合性

3.19 第133章に基づき当地の食用作物に使用される新規登録農薬が、同規制（案）に基づいて適切に規制されるよう、整合性を図るメカニズムが必要である。

3.20 DAFCが、第133章に基づいた農薬登録申請を目的として、MRLの設定や対象外物質の追加に当たり、同規制（案）に関連するあらゆる情報を収集することを提案する。さらに同規制（案）では、そのような情報をDAFCから入手できるよう、DFEHに権限を与えることを提案する。申請者から提出された情報に基づき、DFEHは、同規制（案）において、当該農薬を、MRLの設定により規制できるか、あるいは対象外物質として採用できるか否かを、DAFCに通知する。それらが可能な場合は、DFEHは、同規制（案）の第一または第二付則を改訂し、新たな基準を盛り込む。

3.21 DAFCは、DFEHの通知と、第133章に関連する他の事項を考慮の上、その農薬規制の認可の可否を決定する。

3.22 申請費用は、申請者が同規制（案）のもとMRLや対象外物質の追加申請を行う場合と同様、原価全額回収ベースで課金が行われ、払い戻しは不可となる。

処罰

3.23 下記を含む食品の食用としての輸入、製造、販売は違法行為となる。

- (a) 同規制（案）の第一付則に明記された濃度を超える残留農薬
- (b) 同規制（案）の第一あるいは第二付則に明記されていない残留農薬か、明記されているが違う種類の食品（すなわち、設定されている農薬と食品の組み合わせではないもの）に含まれている農薬、但し、DFEHが、検出濃度が危険な水準に達していない、あるいは健康を害することがないと判断した場合を除く

違反の場合の処罰は、最高でレベル5の罰金（5万ドル）および6ヶ月の懲役となる。これは、第132章54条に設定されている、人間の食用に適さない食品の販売に対する処罰を踏まえたものである。

法的弁護

3.24 同規制（案）に基づく法的弁護についても考慮が行われた。現在、第132章71条には、同条例の関連部分に基づく違反に対する訴訟では、被告は抗弁として正当性を主張することが認められるという条件が明記されている。これは、同規制（案）に対しても適用される。例えば、同規制（案）に基づいて告発された販売業者は、当該食品が供給業者から入手した時点から何の処理も加えておらず、同じ状態のままであることを証明するインボイスや、供給業者からの事前の安全食品供給確認書等を証拠として提出することが認められている。

3.25 また、第132章70条では、被告が、違反は他人の行動や不履行によるものであり、違反した条項を遵守すべく最大限の努力を行ったことを証明できる場合は、これを抗弁として主張することが認められている。これも、同規制（案）に基づく違反に適用される。

規制スケジュール

3.26 同規制（案）は、2011年末にかけ、立法会にて審議する計画としている。

猶予期間

3.27 同規制（案）が業界で遵守されるよう十分な期間を与えるべく、同規制（案）施行前に2年間の猶予期間を設定することを提案する。同猶予期間内にCFSは、様々なセクター向けに説明会や研修会の実施、ガイドラインの作成を行い、同規制（案）への理解を深めてもらうようにする。

2007年の規制枠組み案からの改善

3.28 段落3.3～3.27に前述した更新版枠組み案は、2007年案から下記の点において改良が行われた。

(a) 改良版「ポジティブ・リスト制」について

2007年の枠組み案における「ポジティブ・リスト制」は、MRL・EMRLリストから外れた農薬の使用は一切認めないというものであった。現在提案されている改良版「ポジティブ・リスト制」では、リスト外の残留農薬が検出された場合、DFEHがその残留濃度が危険な水準ではなく、健康を害するものではないと判断した場合を除き、使用は禁止されることになっている。DFEHは、その判断に当たり、リスク評価を実施する。リスク評価は科学的な方法で行う。以前の「ポジティブ・リスト制」と比較し、改良版「ポジティブ・リスト制」はより柔軟性がある。科学的な方法に基づいており、食品中の残留農薬規制における国際的な取り組みに一致しているため、食物安全専門家委員会からも支持を得ている。また、結果的に、「初期値」は、リスク評価により網羅されるため、設定の必要がない。

(b) MRLと対象外物質の追加・見直し申請について

MRLや対象外物質のリストを最新のものとするため、食品取り扱い業者が、同規制（案）のもと、新たなMRLの追加や既存のMRLの見直し、対象外物質の追加をDFEHに申請できるようにすることを提案する。同規制（案）では、DFEHが、他の事柄と合わせ、残留農薬濃度が危険でなく健康に害することがないと判断すれば、申請を認可する。DFEHは、その判断に当たり、リスク評価を実施する。

(c) 第133章と同規制（案）のメカニズムの整合性について

第133章に基づき現地の食用作物に使用される新規登録農薬が、同規制（案）で適正に規制されるよう、第133章に基づいた農薬規制に対し、AFCDが申請者に、それに対応するMRLや対象外物質の設定を目的とした十分な情報の提供を要請できるような調整を行うことを提案する。この情報は、同規制（案）中の新規MRLや対象外物質の追加申請の処理を円滑に進めるため、DFEHにも提供される。同規制（案）では、DAFCからそのような情報を入手できるようDFEHに権限を与える。

3.29 改良版規制枠組みは、2007年案に比べて改善され、柔軟性が高まり、包括的で、当地および国際舞台において農薬領域の最新の状況を考慮したものになっていると判断される。

第4章 意見募集

4.1 改良版規制枠組みの際立った特徴は、第3章でも述べたが、下記のようにまとめられる。

- 「農薬」や他の関連用語を、コーデックスに準ずるかたちで定義する。
- MRL・EMRLリストを提供し、コーデックスが推奨するMRL・EMRLをベースとして採用、また、コーデックスの食品分類も採用する。
- MRL・EMRLの明記がない該当食品は、DFEHが、検出濃度が危険な水準に達しておらず健康にも害がないと判断する場合を除き、その輸入および販売を禁ずる。
- 対象外物質リストを提供する。
- MRLや対象外物質の追加や見直しの申請を許可する。
- 農薬条例（第133章）に基づき食用作物に使用される農薬の登録と、同規制（案）との整合性を図る。
- 同規制（案）は、2年間の猶予期間後に施行を開始する。

4.2 政府は、この改良版規制枠組みに関して皆様のご意見を募集します。手紙、FAX、Eメールにて、2011年9月19日までに、下記の食物安全中心宛にご意見を送付下さい。

香港金鐘道66号
金鐘道政府合署 43階
食物環境衛生署 食物安全中心
(食品中の残留農薬についての協議、宛)
FAX : (852) 2893 3547
Eメール : pesticide_consultation@fehd.gov.hk
電話番号 (質問用) : (852) 2867 5699

4.3 政府は、規制（案）の最終的まとめを行う前に、得られた意見について検討を行う。

4.4 意見送付の際、送付者においては、意見・コメントの一部や身元について機密扱いを希望しない限り、政府は、得られた意見・コメントの全部または一部、および／あるいは送付者の身元を、適切と判断するかたちで公表することがあることを認識しておく必要がある。

規制（案）に含まれる農薬のリスト（仮）
（注記：このリストは更新されており、変更される可能性がある）

- 1-ナフタレン酢酸
- 2-（チアシアノメチルチオ）ベンゾチアゾール（TCMTB）
- 2,4-D
- 4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸（MCPA）
- 2-フェニルフェノール
- 4-（2,4-ジクロロフェノキシ）酪酸
- アバメクチン
- アセフェート
- アセキノシル
- アセタミプリド
- アセトクロル
- アシベンゾラル-S-メチル
- アシフルオルフェン
- アラクロール
- アルジカルブ
- アルドリンおよびディルドリン
- α -ナフタレンアセトアミド
- アメトリン
- アミノエトキシビニルグリシン（アビグリシン）
- アミノピラリド
- アミトラズ
- アミトロール
- アニラジン
- アシュラム
- アトラジン
- アジンホスエチル
- アゾシクロチン
- アゾキシストロビン
- ベネラキシル
- ベンフルラリン
- ベンフラカルブ
- ベンスルフロンメチル
- ベнтаゾン
- ビフェントリン
- ビオレスメトリン
- ビスピリバックナトリウム塩
- ビスルタップ
- ビテルタノール
- ボスカリド
- ブロマシル
- 臭化物イオン
- ブロモプロピレート
- ブロモキシニル
- ブプロフェジン
- ブタクロール
- ブタフェナシル
- ブチレート
- カコジル酸
- カズサホス
- キャプタン
- カルバリル
- カルベンダジムおよびベノミル
- カルボフラン
- 二硫化炭素
- カルボルスルファン
- カルボキシニル
- カルフェントラゾンエチル
- クロラントラニリプロール
- クロベンズロン
- クロルデン
- クロルフェナピル
- クロリムロンエチル
- クロルメコート
- クロロタロニル
- クロルプロファミ
- クロルピリホス
- クロルピリホスメチル
- クロルスルフロン
- クロルトルロン
- クロジナホッププロパルギル
- クロフェンセット
- クロフェンテジン

- | | | | |
|------|-------------------------|------|----------------|
| 73. | クロマゾン | 114. | ジチアノン |
| 74. | クロピラリド | 115. | ジチオカルバメート |
| 75. | クロチアニジン | 116. | ジウロン |
| 76. | クマホス | 117. | ドジン |
| 77. | 氷晶石 | 118. | エディフェンホス |
| 78. | シアン化物 | 119. | エマメクチン |
| 79. | シクラニリド | 120. | エンドスルファン |
| 80. | シクロエート | 121. | エンドリン |
| 81. | シフロトリン | 122. | エスフェンバレレート |
| 82. | シハロトリン | 123. | エタルフルラリン |
| 83. | シヘキサチン | 124. | エタメツルフロンメチル |
| 84. | シモキサニル | 125. | エテホン |
| 85. | シペルメトリン | 126. | エチオン |
| 86. | シプロコナゾール | 127. | エトプロホス |
| 87. | シプロジニル | 128. | エトキシキン |
| 88. | シロマジン | 129. | エトフェンプロックス |
| 89. | DDT | 130. | エトキサゾール |
| 90. | デルタメトリン | 131. | ファモキサドン |
| 91. | デスメジファム | 132. | フェンアミドン |
| 92. | ダイアジノン | 133. | フェナミホス |
| 93. | ダイカンバ | 134. | フェナリモル |
| 94. | ジクロベニル | 135. | フェンブコナゾール |
| 95. | ジクロフルアニド | 136. | 酸化フェンブタスズ |
| 96. | ジクロルボス | 137. | フェンヘキサミド |
| 97. | ジクロホップメチル | 138. | フェニトロチオン |
| 98. | ジクロラン | 139. | フェノブカルブ (BPMC) |
| 99. | ジクロスラム | 140. | フェノキサプロップエチル |
| 100. | ジコホール | 141. | フェンプロパトリン |
| 101. | ジクロトホス | 142. | フェンプロピモルフ |
| 102. | ジフェノコナゾール | 143. | フェンピロキシメート |
| 103. | ジフェンゾコート | 144. | フェンチオン |
| 104. | ジフルベンズロン | 145. | フェンバレレート |
| 105. | ジメテナミド-P | 146. | フィプロニル |
| 106. | ジメチピン | 147. | フロニカミド |
| 107. | ジメトエート | 148. | フロラスラム |
| 108. | ジメトモルフ | 149. | フルアジホップブチル |
| 109. | テトラクロロテレフタル酸ジメチル (DCPA) | 150. | フルアジホップ-P-ブチル |
| 110. | ジニコナゾール | 151. | フルアジナム |
| 111. | ジノテフラン | 152. | フルシトリネート |
| 112. | ジフェニルアミン | 153. | フルジオキシニル |
| 113. | ジクワット | 154. | フルフェナセット |
| | | 155. | フルフェノクスロン |

- | | | | |
|------|-------------------|------|-----------------------------------|
| 156. | フルフェンピルエチル | 197. | ラクトフェン |
| 157. | フルメトリン | 198. | リンダン |
| 158. | フルメツラム | 199. | リニューロン |
| 159. | フルミクロラックペンチル | 200. | マラチオン |
| 160. | フルミオキサジン | 201. | マレイン酸ヒドラジド |
| 161. | フルオメツロン | 202. | マンジプロパミド |
| 162. | フルオピコリド | 203. | メピコートクロリド |
| 163. | フルリドン | 204. | メソスルフロンメチル |
| 164. | フルロキシピル | 205. | メソトリオン |
| 165. | フルシラゾール | 206. | メタラキシル |
| 166. | フルチアセットメチル | 207. | メタアルデヒド |
| 167. | フルトラニル | 208. | メトコナゾール |
| 168. | フルバリネート | 209. | メタミドホス |
| 169. | ホルペット | 210. | メタンアルソン酸 |
| 170. | ホメサフェン | 211. | メチダチオン |
| 171. | ホルクロルフェニューロン | 212. | メチオカルブ |
| 172. | ホルメタナート塩酸塩 | 213. | メソミル |
| 173. | ホセチルアルミニウム | 214. | メトプレン |
| 174. | フサライト | 215. | メトキシフェノキシド |
| 175. | グルホシネートアンモニウム | 216. | 臭化メチル |
| 176. | グリホサート | 217. | メトラクロール |
| 177. | ハロスルフロンメチル | 218. | メトリブジン |
| 178. | ハロキシホッフ | 219. | メツルフロンメチル |
| 179. | ヘプタクロル | 220. | メビンホス |
| 180. | ヘキサクロロシクロヘキサン | 221. | モリネート |
| 181. | ヘキシチアゾクス | 222. | モノクロトホス |
| 182. | ヒドラメチルノン | 223. | ミクロブタニル |
| 183. | リン化水素 | 224. | ナレド |
| 184. | イマザリル | 225. | ナプロパミド |
| 185. | イマザメタベンズメチル | 226. | ナプタラム |
| 186. | イマザピル | 227. | ニコスルフロン |
| 187. | イマゼタピル | 228. | ニトラピリン |
| 188. | イミダクロプリド | 229. | N-オクチルビスクロヘプテンジカルボキシイミド (Mgk-264) |
| 189. | インドキサカルフ | 230. | ノルフルラゾン |
| 190. | イオドスルフロンメチルナトリウム塩 | 231. | ノバルロン |
| 191. | イプロジオン | 232. | オルソスルファミロン |
| 192. | イソカルボホス | 233. | オリザリン |
| 193. | イソフェンホスメチル | 234. | オキサジアゾン |
| 194. | イソプロカルフ | 235. | オキサミル |
| 195. | イソプロチオラン | 236. | オキシデメトンメチル |
| 196. | クレソキシムメチル | 237. | オキシフルオルフェン |

238. オキシテトラサイクリン
239. パクロブトラゾール
240. パラコート
241. パラチオン
242. パラチオンメチル
243. ペンコナゾール
244. ペンジメタリン
245. ペノキススラム
246. ペルメトリン
247. フェンメディファム
248. フェントエート
249. ホレート
250. ホサロン
251. ホスメット
252. ホスファミドン
253. ホキシム
254. ピクロラム
255. ピペロニルブトキシド
256. ピリミカーブ
257. ピリミホスメチル
258. プレチラクロール
259. プリミスルフロンメチル
260. プロクロラズ
261. プロシミドン
262. プロフェノホス
263. プロヘキサジオンカルシウム塩
264. プロメトリン
265. プロパクロール
266. プロパモカルブ
267. プロパニル
268. プロパルギット
269. プロパジン
270. プロピコナゾール
271. プロポキシカルバゾン
272. 酸化プロピレン
273. プロピザミド
274. プロチオコナゾール
275. プロチオホス
276. ピメトロジン
277. ピラクロストロビン
278. ピレトリン
279. ピリダベン
280. ピリダリル
281. ピリデート
282. ピリメタニル
283. ピリプロキシフェン
284. ピリチオバックナトリウム塩
285. ピロクススラム
286. キナルホス
287. キンクロラック
288. キノキシフェン
289. キントゼン
290. キザロホップエチル
291. リムスルフロン
292. セミアミトラズ
293. セトキシジム
294. ジプロピルチオカルバミン酸-S-エチル (EPTC)
295. シマジン
296. スピノサド
297. スピロジクロフェン
298. スピロメシフェン
299. スピロキサミン
300. ストレプトマイシン
301. 二酸化硫黄
302. フッ化スルフルル
303. テブコナゾール
304. テブフェノジド
305. テクナゼン
306. テフルベンズロン
307. テフルトリン
308. テンボトリオン
309. テルブホス
310. テトラクロロビンホス
311. テトラコナゾール
312. チアベンダゾール
313. チアクロプリド
314. チアメトキサム
315. チジアズロン
316. チフェンスルフロンメチル
317. チオシクラム
318. トルクロホスメチル
319. トリルフルアニド
320. トプラメゾン

- | | | | |
|------|-------------|------|-----------------------|
| 321. | トラルコキシジム | 333. | トリフロキシスルフロン |
| 322. | トリアジメホン | 334. | トリフルミゾール |
| 323. | トリアジメノール | 335. | トリフルラリン |
| 324. | トリアスルフロン | 336. | トリフルスルフロンメチル |
| 325. | トリアゾホス | 337. | トリホリン |
| 326. | トリベヌロンメチル | 338. | 水酸化トリフェニルスズ
(TPTH) |
| 327. | トリブホス | 339. | トリチコナゾール |
| 328. | トリクロルホン | 340. | バミドチオン |
| 329. | トリクロピル | 341. | ビンクロゾリン |
| 330. | リシクラゾール | 342. | ゾキサミト |
| 331. | トリデモルフ | | |
| 332. | トリフロキシストロビン | | |

乾燥・脱水・濃縮・加工・合成食品のMRL・EMRLの解釈原則

同規制（案）の付則に記載されるMRLおよびEMRLの解釈に当たっては、下記の条件が考慮されるべきである。

- (a) MRLおよびEMRLは、該当する場合、乾燥・脱水・濃縮状態のあらゆる食品に、その食品の希釈・再構成後の重量に応じた調節を加えた上で、適用される
- (b) 乾燥・脱水・濃縮状態の食品を除き、MRLおよびEMRLは、一次農産品および加工食品に平等に適用される
- (c) 合成食品は、残留農薬の割合が、農薬を使用されている当該食品の量に照らし合わせて、MRLおよびEMRLで許容される濃度を超えない場合、残留農薬を含んでいても良い

規制（案）に含まれる対象外物質のリスト（仮）
（注記：このリストは更新されており、変更される可能性がある）

化学農薬

無機物

1. 重炭酸アンモニウム、重炭酸カリウム、重炭酸ナトリウム
2. 炭酸カルシウム、炭酸ナトリウム
3. 酸化カルシウム
4. リン酸第二鉄（III）
5. 石灰硫黄合剤（多硫化カルシウム）
6. リン酸二水素カリウム
7. 三よう化カリウム
8. ソウチョウ石
9. 次亜塩素酸ナトリウム
10. 硫黄

有機物

11. 1,4-ジアミノブタン
12. 6-ベンジルアデニン
13. アセトフェノン
14. 酢酸アンモニウム
15. 脂肪酸（C7～C20）
16. 脂肪アルコールおよび脂肪族アルコール
17. γ -アミノ酪酸
18. インドール-3-酪酸
19. 鉄-EDTA錯体
20. 乳酸
21. リゾホスファチジルエタノールアミン
22. アントラニル酸メチル
23. メチルノニルケトン
24. 鉱物油
25. モノカルバミド二水素硫酸塩（ウレアサルフェート）
26. 過酢酸
27. ポリ-N-アセチル-D-グルコサミン
28. タンパク加水分解物
29. ラムノリピド生物系界面活性剤
30. o-ニトロフェノールとp-ニトロフェノールのナトリウム塩およびカリウム塩
31. ソルビトールオクタノエート
32. ショ糖エステルオクタノエート
33. トリエチルアミン塩酸塩

34. サッカロマイセス・セレビシエ (*Saccharomyces cerevisiae*) 酵母抽出物加水分解物

フェロモン

- 35. (E)-8-ドデセニルアセテート
- 36. (E,E)-8,10-ドデカジエン-1-オール
- 37. (Z)-8-ドデセノール
- 38. (Z)-8-ドデセニルアセテート
- 39. E-11-テトラデセン-1-イルアセタート
- 40. 3,7,11-トリメチル-1,6,10-ドデカトリエン-1-オール (ファメノール) および
3,7,11-トリメチル-2,6,10-ドデカトリエン-3-オール (ネロリドール)

植物材料または誘導体

- 41. ハンノキ樹皮
- 42. カプサイシン
- 43. 桂皮アルデヒド
- 44. 丁子油
- 45. サイトカイニン
- 46. ティー・ツリー抽出物
- 47. メキシコ茶 (*Chenopodium ambrosioides* near *ambrosioides*) 抽出物
- 48. ニンニク抽出物
- 49. ゲラニオール
- 50. レシチン、大豆
- 51. ニーム油
- 52. オブンティア・リンドハイメリ (*Opuntia lindheimeri*) 抽出物、サザンレッドオーク (*Quercus falcata*) 抽出物、ニオイウルシ (*Rhus aromatica*) 抽出物、レッドマン
グローブ (*Rhizophora mangle*)
- 53. シャボンノキ (*Quillaja saponaria*) 抽出物 (サポニン)
- 54. ロテノン
- 55. 海藻抽出物
- 56. トールオイル

非化学農薬

バクテリア

57. バチルス・セレウス (*Bacillus cereus*) 菌株BPO1
58. バチルス・プミルス (*Bacillus pumilus*) 菌株QST 2808
59. バチルス・サブティリス (*Bacillus subtilis*) 菌株GB03、MBI 600およびQST 713
60. バチルス・チューリンゲンシス (*Bacillus thuringiensis*)
61. シュードモナス・クロロラフィス (*Pseudomonas chlororaphis*) 菌株 63-28およびMA342
62. ストレプトマイセス・リジクス (*Streptomyces lydicus*) 菌株WYEC 108

菌類

63. アルテルナリア・デストルーエンシス (*Alternaria destruens*) 菌株059
64. アンペロミセス・キスカリス (*Ampelomyces quisqualis*) 分離 M10および菌株AQ10
65. ボーベリア・バシアナ (*Beauveria bassiana*) 菌株GHA
66. コニオチリウム・ミニタンス (*Coniothyrium minitans*) 菌株CON/M/91-08
67. グリオクラディウム・カテニューレータム (*Gliocladium catenulatum*) 菌株J1446
68. ムスコドル・アルブス (*Muscodor albus*) 菌株QST 20799および再水和で生成される揮発物
69. ペシロミセス・フモソロゼウス (*Paecilomyces fimosoroseus*) アポッカ菌株 97
70. ペシロミセス・リラシナス (*Paecilomyces lilacinus*) 菌株251
71. シュードジーマ・フロキュローサ (*Pseudozyma flocculosa*) 菌株PF-A22 UL
72. ピシウム オリガンドラム (*Pythium oligandrum*) 菌株DV 74
73. トリコデルマ・アスペレルム (*Trichoderma asperellum*) 菌株ICC 012
74. トリコデルマ・ガムシー (*Trichoderma gamsii*) 菌株ICC 080
75. トリコデルマ・ハルジアヌム・リファイ (*Trichoderma harzianum* Rifai) 菌株T-22およびT-39

原生生物

76. ノセマ・ロクスタエ (*Nosema locustae*)

ウイルス

77. アナグラファ・ファルシフェラ (*Anagrapha falcifera*) 多核多角体病ウイルス封入体
78. ノシメマダラメイガ顆粒病ウイルス
79. コドリンガ (*Cydia pomonella*) 顆粒病ウイルス封入体
80. シロイチモジヨトウ (*Spodoptera exigua*) 核多角体病ウイルス

利害関係者の懸念事項への初期対応まとめ

2011年1月以降、利害関係者向けに合計14回の説明会および協議会を実施してきた。参加者には、事業者団体、食品製造業者、食品輸入業者、食品流通業者、販売業者、総領事館、当地の農家、民間の研究所、農薬供給業者、食品安全の専門家などが含まれていた。下記に、参加者らの懸念事項への我々の初期対応をまとめる。

MRL・EMRL リスト外の残留農薬

2. MRL・EMRLリスト外の残留農薬が検出された場合、同規制（案）に違反することになるのか懸念する声があった。

3. MRL・EMRLリストは、主としてコーデックスの基準に基づき、主な食品輸入先国（中国本土、アメリカ、タイ）における基準にも補完されているため、香港で適用される農薬と食品の組み合わせの多くは網羅されているはずであると説明した。通常の状態では、同規制（案）に含まれていない残留農薬を検出する可能性は比較的低い。

4. また、同規制（案）には、対象外物質を除き、リスト外の残留農薬が検出された場合、DFEHがその残留濃度が危険な水準ではなく、健康を害するものではないと判断した場合を除き、使用は禁止されることが明記される。DFEHは、その判断に当たり、リスク評価を実施する。

5. 同規制（案）に基づく法的弁護についても考慮が行われた。現在、第132章71条には、同条例の関連部分に基づく違反に対する訴訟では、被告は抗弁として正当性を主張することが認められるという条件が明記されている。これは、同規制（案）に基づく違反に対しても適用される。例えば、同規制（案）に基づいて告発された販売業者は、当該食品が供給業者から入手した時点から何の処理も加えておらず、同じ状態のままであることを証明するインボイスや、供給業者からの事前の安全食品供給確認書等を証拠として提出することが認められている。また、第132章70条では、被告が、違反は他人の行動や不履行によるものであり、違反した条項を遵守すべく最大限の努力を行ったことを証明できる場合は、これを抗弁として主張することが認められている。これも、同規制（案）に基づく違反に適用される。

コストアップ

6. 食品業界から、同規制（案）の遵守のために実施する臨床試験にかかるコストについて懸念の声があった。これについては、同規制（案）の遵守の証明文書を提示できる、信用ある食品業者と取引すべきであると助言した。食品業者は、記録として、これら関連取引文書を保管しておく必要がある。

7. リストにはおよそ300種類の農薬が含まれているが、各食品に濃度設定が適用され

ている残留農薬の種類はかなり少ない。これは、各農作物に対して、通常は数種類の農薬しか使用されないためである。その結果、食品業者が負担するコストは過度のものとはならないと想定している。

民間研究所の試験能力

8. 業界からは、地元の民間研究所の試験能力を懸念する声も挙がった。

9. これについては、同サービスを提供している民間研究所が数ヶ所あることを指摘した。うち2ヶ所は、食品中の残留農薬の試験に関して、香港研究所認可制度に基づく認可を得ている。2008年以降、政府研究所（GL）は、食品中の残留農薬の試験を民間研究所に外部委託している。したがって、民間研究所は、食品中の残留農薬の試験において十分な経験を積んできている。

10. 民間研究所の担当者らは、提案されている2年間の猶予期間は、試験能力を向上するために必要な設備を導入する期間として十分であると考えている。また同時に、GLからも民間研究所に対する技術支援が継続して行われる。

11. 野菜の多くは中国本土から輸入されているため、GLは、中国本土の研究所、特に深圳と広州の研究所にも連絡を取り、香港の食品業者向けに試験サービスを提供することができると可能性を探る。

12. 上記の対策により、民間研究所については、同規制（案）による食品中の残留農薬の試験の需要に見合う十分な能力が確保できると確信している。

食品の安定供給の維持

13. 香港は輸入食品に対する依存度が高いため、業界からは、同規制（案）により食品の選択肢が狭まり、食糧供給の安定性に影響が出るのではないかと懸念する声も挙がった。

14. 同規制（案）の作成に当たり、行政は、安定した食糧供給の維持の必要性についても考慮している。MRLはコーデックスから採用しており、中国本土やその他の主な食品輸入先国（アメリカおよびタイ）の基準にも補完されるため、香港で残留農薬基準を採用したことにより、食品が同基準を満たさないからという理由で香港への食品供給が減少することは起こりにくいと確信している。基準が厳し過ぎると判断できる十分な科学的根拠があれば、食品の安全保護について譲歩することなく、適正なものへと改正する。

15. 業界からの懸念に対処すべく、希望者が、新たなMRLの追加や既存のMRLの見直しまたは、対象外物質の追加をDFEHに申請することが認められるメカニズムの構築も提案する。この申請は、DFEHが、他の事項と合わせ、残留濃度が危険な水準に達して

おらず健康を害するものでもないと判断した場合に認可される。DFEHは、その決定に当たり、リスク評価を実施する。また、DFEHは、MRLや対象外物質リストの見直しを定期的に行い、その期間に認可されたMRLや対象外物質を規制に盛り込む。
